

中野区立小・中学校における

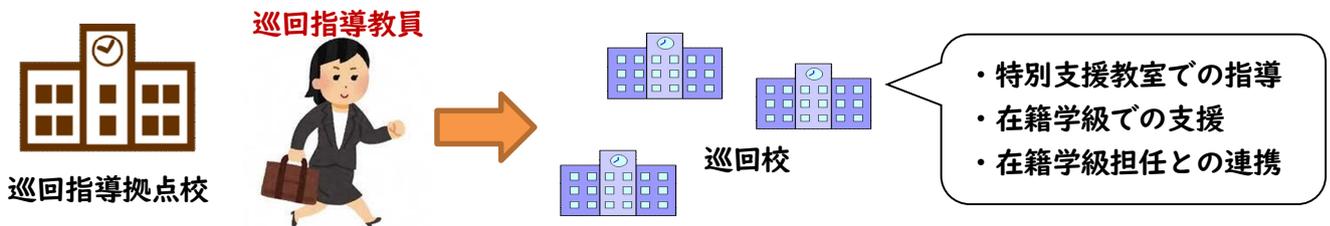
特別支援教室（巡回指導）のご案内

学校生活を送る中で、お子さんが困っていることはありませんか？「性格の問題」「努力不足」などと思われがちですが、その背景に発達上の特性の課題が潜んでいる場合があります。

◆ 特別支援教室（巡回指導）って何をするとところですか？

お子さんが学校生活をのびのびと過ごせるよう、困り感に対する対処法を身につけたり、得意な力を伸ばしたりするための指導を行います。

巡回指導拠点校（下の表を参照）から巡回指導教員が各学校に出向き、対象のお子さんへの指導や、在籍学級における指導の工夫についての支援を行います。指導は週1回1～2時間程度、在籍学級の授業を受ける代わりに特別支援教室でそれぞれの課題に応じた学習をします。



	中学校		小学校				
拠点校	中野中	中野東中	中野本郷小	塔山小	江古田小	鷺宮小	武蔵台小
巡回校	第七中 北中野中 緑野中 明和中 中野中	第二中 第五中 南中野中 中野東中	南台小 みなみの小 中野第一小 中野本郷小	桃園第二小 谷戸小 桃花小 白桜小 塔山小	江原小 平和の森小 緑野小 令和小 江古田小	啓明小 北原小 美鳩小 鷺宮小	西中野小 上鷺宮小 武蔵台小

◆ 対象になるのはどんな子ですか？

全般的な知的発達に遅れがなく、通常の学級の生活や学習に概ね参加できるものの、以下のような発達の特性により一部特別な支援を必要とするお子さんが対象です。

コミュニケーション



- ・他人の気持ちを推測することが苦手
- ・場の空気を読むことができず、その場に合わない事を言う

気持ちの切り替え

- ・嫌なことがあると癇癢をおこす
- ・興味の無いことにはなかなか取り組めない



不注意・衝動性

- 整理整頓が苦手
- ・回りのことが気になってしまい、集中することができない



特定の学習での困難

- ・特定の学習（読む、書く、計算など）だけが極端に苦手



◆ 利用に必要な手続きは何ですか？

まずは、在籍学級担任や特別支援教育コーディネーターへご相談ください。

下記の「1 在籍校での校内委員会」での検討の結果、「特別支援教室の指導が必要」となった場合で、お子さん自身や保護者も利用を希望していることが確認できたら、2以下の手続きを進めていきます。

1 在籍校での校内委員会

- お子さんの課題や、それに対して必要な支援について検討します。
- 検討の結果、学級内・学校内での支援（教室内の環境調整、関わり方の工夫、支援員や教員のサポート等）に加え、特別支援教室を利用したお子さん自身への指導も必要と学校が判断した場合、お子さんや保護者にも指導の希望がある場合、利用手続きを進めます。

2 必要書類の提出

- 以下の書類を、学校から教育委員会事務局に提出します。
保護者が用意するもの： 知能検査結果、特別支援教室に関する確認書。 学校へご提出ください。
学校が用意するもの： 校内委員会実施報告書、学校生活支援シート等
- ★ 知能検査は医療機関や療育機関、検査センター等で受けて頂くことをお願いしています。ご家庭の都合等により受検が難しい場合は、学校へ相談ください。

3 特別支援教室判定会議

- 提出された書類や学校からの報告を元に、特別支援教室での指導の必要性を検討します。
- 会議には医学・心理学・教育学の専門家が出席します。それぞれの立場からの助言を得ながら、お子さんにとって有効な支援や必要な指導内容についても検討していきます。
- ★ 検討の結果、指導を受けられない場合もあります。
- ★ きこえとことばの教室（小学生のみ）やその他通級指導との併用はできません。

4 結果の通知・指導開始

- 特別支援教室判定会議での検討結果を、書面にてお知らせします。
- 特別支援教室の利用の必要性が認められた場合は、指導日や目標などを学校と調整します。詳細は、在籍学校の先生にご確認ください。

◆ 卒業するまでずっと利用できますか？

できるだけ在籍学級で過ごしていけるように支援・指導をすることが特別支援教室の目的です。そのため、指導目標が達成され、適応状況が改善した場合は指導を終了します。

特別支援教室の指導期間は原則1年間です。学校生活上の困難さが著しい場合は、目標の達成度合いや適応状況をふまえ、指導期間の延長を検討します。

お問い合わせ

中野区教育委員会事務局 学務課 特別支援教育係
中野区中央1-41-2 子ども・若者支援センター 6階
電話) 03-5937-3238